（経済社会総合研究所上席主任研究官）同　千葉　信義
地方創生推進事務局参事官（地域再生担当）の併任を解除する
国土交通省に出向させる
（沖縄総合事務局財務部長）同　山田　康博
財務省に出向させる（以上七月一日）

復興庁

（統括官付参事官）復興事務官　長太　茂樹
国土交通省に出向させる（六月三十日）
（国土交通省港湾局付）国土交通技官　髙田　直和
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　長嶺　行信
（同）同　古橋　季良
復興事務官（統括官付参事官）に併任する（各通）
（同）同　内田　浩平
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（以上七月一日）

法務省

川端　郁子　鈴木　栄一　月村　太郎
前田　直子　八木　正典
難民審査参与員に任命する（各通）（七月二日）

農林水産省

株式会社農林漁業成長産業化支援機構取締役常務　平岩　裕規
農林水産事務官（大臣官房付）に採用する（六月二十九日）
（農林水産政策研究所長）農林水産事務官　佐藤　速水
平成三十年六月三十日限りで辞職を承認する（六月三十日）

環境省

（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課調査官）　外山　洋一
大臣官房付に転任させる
辞職を承認する（六月三十日）
（中部地方環境事務所長）　三村　起一
北海道地方環境事務所長に配置換する
（近畿地方環境事務所長）　秀田　智彦
中部地方環境事務所長に配置換する
（宮内庁管理部庭園課長）　河本　晃利
近畿地方環境事務所長に転任させる
（大臣官房付）　築島　明
宮内庁に出向させる
（総務省公害等調整委員会事務局審査官）　東　幸毅
大臣官房付に転任させる
厚生労働省に出向させる
（大臣官房環境経済課環境教育推進室長）　永見　靖
経済産業省四国経済産業局に出向させる
（大臣官房付（国際連合大学サステイナビリティ高等研究所派遣））　塚本　直也
職務に復帰した
（北海道地方環境事務所長）　徳丸　久衛
大臣官房環境計画課環境統計分析官に配置換する
（北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所国立公園調整官）　河野　通治
大臣官房環境経済課環境教育推進室長に昇任させる
（中部地方環境事務所保全統括官）　中山　隆治
大臣官房付に配置換する
中部地方環境事務所信越自然環境事務所長の併任を解除する
（生物多様性センター長）　川越　久史
環境再生・資源循環局企画官に昇任させる
（環境再生・資源循環局企画官）　奥山　正樹
中部地方環境事務所保全統括官に配置換する
中部地方環境事務所信越自然環境事務所長に併任する
（兵庫県農政環境部参事）　尾川　毅
大臣官房付に採用する
総務省公害等調整委員会に出向させる（以上七月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アメリカ合衆国の独立記念日につき、七月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成三十年七月五日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成30年６月13日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31685号	株式会社ＫＩＺＵＮＡ

平成30年６月13日付で、日本貸金業協会からの退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
高知県知事(6)第01409号	株式会社ビーケー土佐

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成30年５月１日	関東財務局長(9)第00904号	株式会社きらぼしクレジットサービス（株式会社八千代クレジットサービス）
平成30年５月１日	関東財務局長(10)第00784号	きらぼしＪＣＢ株式会社（とみんカード株式会社）
平成30年５月15日	東京都知事(2)第31529号	株式会社Ｐａｉｄｙ（株式会社エクスチェンジコーポレーション）
平成30年５月21日	沖縄県知事(5)第04009号	オール・スター（オール・スター）

平成30年６月13日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
京都府知事(5)第03268号	エイシン

平成30年６月13日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
沖縄県知事(1)第04227号	プライムリース

公害等調整委員会公示第三号

公調委平成二十九年（フ）第一号・同第三号山形県飽海郡遊佐町吉出字譽曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成三十年七月五日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

秋田県にかほ市象潟町小砂川字タカコヤ六番地の三十五

裁定申請人　川越工業株式会社

代表者　代表取締役　川越　恵次

山形県山形市松波二丁目八番一号

処分庁　山形県知事

山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴二一一番地

参加人　遊佐町長

山形県知事が平成二十八年十二月二十日付けをもって川越工業株式会社の岩石採取計画の認可申請に対してした拒否処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定を求める（山形県知事が平成二十九年一月十三日付けをもって川越工業株式会社の林地開発計画の変更許可申請に対してした拒否処分についての手続は本件の審理手続から分離され、終結した。）。

二　審理期日　平成三十年七月十九日午前十一時〇〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷